

平成 27 年度 長野県後期高齢者医療広域連合
一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成 27 年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計
- (2) 平成 27 年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
- (3) 財産

2 審査の実施日等

- (1) 実施日 平成 28 年 8 月 31 日（水）
- (2) 場 所 長野県後期高齢者医療広域連合事務局

3 審査の手続

本審査に当たっては、歳入歳出決算書及び同附属書類について、主として決算計数の過誤の有無及び収支の適法性に注意し、決算資料、関係諸帳簿及び証拠書類の照合並びに関係者からの決算に係る説明の聴取により実施した。

第 2 決算の状況について

1 一般会計

歳入総額は 22 億 7,066 万 5,409 円、歳出総額は 21 億 9,713 万 2,857 円であり、実質収支額は 7,353 万 2,552 円である。

主な歳入は、国庫支出金であり、構成比にして 65.45%、次いで、分担金及び負担金であり、構成比にして 31.58%、全額が市町村事務費負担金である。

主な歳出は、民生費で構成比 86.91%、特別会計への繰出金である。次いで、総務費で構成比 13.06%、県・市町村からの派遣職員に係る給与費等負担金である。

平成 20 年度以降、補正予算において、前年度の実質的な剰余金を市町村事務費負担金から減額することにより精算が行われている。平成 27 年度においても、平成 26 年度の実質的な剰余金 5,224 万 2,666 円を市町村事務費負担金から減額することにより精算が行われている。

2 特別会計

歳入総額は 2,715 億 7,882 万 4,315 円、歳出総額は 2,611 億 3,483 万 1,262 円であり、実質収支額は 104 億 4,399 万 3,053 円である。

主な歳入は、支払基金交付金であり、構成比にして 37.95%、次いで国庫支出金で構成比 32.62%、市町村支出金で構成比 15.50%である。

主な歳出は、療養諸費が大部分を占める保険給付費で、構成比 96.89%を占めている。

歳入のうち、医療給付等に係る公費負担等は、国、県、市町村で、1,288 億 3,450 万 2,351 円、支払基金交付金の 1,030 億 7,503 万 1,272 円との合計額は、2,319 億 953 万 3,623 円で構成比 85.39%を占めている。

また、歳出のうち、諸支出金は、68 億 6,938 万 7,870 円で、そのうち平成 26 年度分の国庫支出金の精算による償還金 67 億 8,791 万 983 円が含まれている。

なお、歳出において、C型肝炎の調剤等による医療費の高い伸びに対応するため、予備費から 1 億 5,432 万 7,000 円を療養給付費に充用するなど所要の調整を行っている。

第3 審査の結果及び意見

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び同附属書類は、いずれもその計数が正確であると認められた。

予算の執行、経理事務及び財産の管理など財務に関する事務の執行については、実際の収支が収支命令に符合しており、適正に執行されているものと認められた。

また、歳計現金の運用についても、残高状況の把握に努め対応可能な範囲の有利な方法で安全に行われていた。

今後も引き続き、財政責任を持つ制度の運営主体として、健全な財務執行に万全を期されたい。

保険給付費が増加傾向にある中、医療費の適正化の対策として、後発医薬品の使用促進や重複・頻回受診者等への訪問指導等が実施されているが、より一層、県や市町村と調整・協力をし、各種事業が適切に行われるよう努めていただきたい。